

社団法人 東洋音楽学会 会報 第55号

発行(社) 東洋音楽学会〔事務所〕〒110-0001 東京都台東区谷中5-9-25 第2 八光ハウス201号

TEL.03-3823-5173 FAX.03-3823-5174 E-mail LEN03210@nifty.ne.jp

ホームページ http://www.soc.nii.ac.jp

目次

Table with 2 columns: Article Title and Page Number. Includes items like '第53回大会のご案内', '定例研究会報告', '会員異動', etc.

第53回大会のご案内

社団法人東洋音楽学会は、平成14年度の大会を下記の通り開催いたします。どうぞふるってご参加ください。

日時：平成14年10月12日(土)・13日(日)

会場：東京藝術大学(〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8)

[交通] JR 上野駅・地下鉄上野駅から徒歩10分、または地下鉄根津駅から徒歩10分

10月12日(土)

10:00-13:00 第66回通常理事会

13:30- 受付

14:00-16:00 公開講演会「近代日本における音楽・美術の生成」

講演者：佐藤道信(非会員、東京藝術大学美術学部)

(もう1名の講演者と各講演の題目は未定)

16:20-16:40 田邊尚雄賞授賞式

17:00-19:00 懇親会

*このほか東京藝大の収蔵品による特別展示、公演企画などを検討中

10月13日(日)

9:00-12:00 研究発表

13:00-14:30 第33回通常総会

14:40-16:40 パネル・ディスカッション「没後20年・小泉文夫の再発見」(司会・パネリスト未定)

17:00-18:30 臨時理事会

会費：大会参加費 3,000円

学生参加費 2,000円

懇親会費 4,000円

第53回大会の研究発表募集

第53回大会の研究発表会における口頭発表を下記の要領で募集いたします。多彩な発表を期待します。

・発表時間：20分(厳守) 質疑応答：10分

・申込方法：題目、要旨(横書：本文40字×30行=1200字程度)、氏名、連絡先(住所、電話番号、ファックス番号、E-mail アドレス等)、使用希望機器、その他必要事項を明記のうえ、書面で下記大会事務局までお申し込みください。

・申込締切：2002年6月28日(金) 必着

・申込宛先：〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8
東京藝術大学音楽学部楽理科 柘植研究室気付
(社) 東洋音楽学会第53回大会事務局
TEL(03)5685-7701 (柘植研究室)
TEL(03)5685-7698/FAX(03)5685-7797 (楽理科教室)

大会実行委員会

柘植元一(実行委員長)、尾高暁子、加藤富美子、
塚原康子、丹羽幸江、増野亜子、森田都紀

第19回田邊尚雄賞受賞者発表

第19回田邊尚雄賞は、以下のように決定致しました。

[受賞者・受賞対象]

青柳隆志『日本朗詠史年表篇』(笠間書院 2001年2月刊行)
[選考経過]今回推薦された業績3件について、3月13日に開かれた第19回田邊尚雄賞選考委員会で慎重に審議し、上記の1件が選ばれました。授賞式は本学会第53回大会で行われる予定です。理事会で承認された受賞理由は以下の通りです。
[受賞理由]本年表は、平安朝から南北朝合一までの時期(794~1392)において、漢詩文ないし和歌が口頭で朗詠されたと見られる記録をジャンルを問わず年代順に摘語整理したものであるが、古史料・日記・物語などその博搜した資料は網羅的で膨大な量に達し、よく朗詠の実態に迫ることに成功している。また、誦詠記録のみでなく、誦詠にかかわった多くの人物の年齢や生没年などを併載しているのも周到な配慮である。なお、本年表は『日本朗詠史 研究篇』(笠間書院 1999年2月発行)と一体をなすものであり、本年表の刊行によって著者の『日本朗詠史』は完成を見たといえる。

第65回通常理事会議決事項のお知らせ

2002年4月7日(日)13時より、東京藝術大学音楽学部大会議室において、第65回通常理事会が開催されました。主な議決事項をお知らせいたします。

(1) 新入会員承認の件

2001年9月1日より2002年4月5日までに申し込みのあった正会員21名、学生会員6名のうち、前理事会にて既に承認済みの17名を除き、正会員4名、学生会員6名の入会が正式に承認されました。氏名等は、本号の「会員異動」に掲載されています。

(2) 平成14(2002)年度研究発表大会および公開講演会の件
本号の関連記事をご覧ください。

(3) 第19回「田邊尚雄賞」受賞者決定の件

本号の関連記事をご覧ください。

(4) 第20回「田邊尚雄賞」選考委員選任の件
蒲生郷昭、小林責(以上再任)、草野妙子、谷本一之、樋口昭(以上新任)の5氏が選任されました。

(5) 参事、会報編集委員委嘱の件

新たに委嘱が承認された参事、委員は下記の通りです。

◇参事

(総務) 丹羽幸江、齋藤完

(例会) 西村みどり、根津智美、濱崎友絵、福田裕美、
松本奈穂子

(機関誌) 瀧知也

◇会報編集委員

丹羽幸江、齋藤完

(6) 制度改革の件

改革検討委員会の提案にもとづき、審議および承認が行なわれました。詳細については、本号の関連記事をご覧ください。

(7) 理事定数の件

平成14年度役員選挙に関して、理事の定数を15名にすることが決定されました。

(8) 支部委員定数の件

支部委員の定数については、昨年総会時に承認された「社団法人東洋音楽学会支部規定」(本号末に掲載)の第4条にもとづき、前期理事会が定めることになっています。平成14年度役員選挙に関しては、上記(6)の改革検討委員会の提案により、支部委員の定数を、東日本支部15名、西日本支部10名、沖縄支部5名にすることが決定されました。

(9) 研究奨励金制度の件

第32回通常総会において提案された関西支部の研究奨励金制度については、総会における会員の反対意見を受けて、支部単独でこれを実施する企画を撤回する旨が関西支部より提案され、承認されました。

学会制度改革について

1. 新制度のもとでの学会活動

平成13年11月24日(土)に沖縄県立芸術大学において行われた第32回通常総会にて、「東洋音楽学会定款施行細則改定(案)」、「支部規程(案)」、「常任委員会規程(案)」が可決承認されました(巻末の添付資料参照)。これに伴って、平成14年度から本学会は本部のもとに東日本支部、西日本支部、沖縄支部の3つの支部に分かれ、支部規定に従って学会活動を行っていくこととなります。各支部の活動を中心に運営する支部委員の選挙は、今年の理事・監事の選挙と同時に行われます。また従来の役員連絡会に代わって、平成14年

度から学会本部の総務・経理に当たる機関として常任委員会が設置されます(「定款施行細則改定対照表」第 19 条第 1 項、第 2 項及び「常任委員会規程」参照)。

新制度のもとでの学会本部と支部の事業と所轄事務の区分を下記に示します。

本部 事業：会報・機関誌の刊行、研究発表大会・公開講演会の開催。

所轄事務：法人全体の総務・経理。総会・理事会・常任委員会・各種委員会の運営。

支部 事業：定例研究会(例会)、支部広報、研究プロジェクトの実施。

所轄事務：支部委員会の運営(各支部の総務・経理等)。

2. 支部委員選挙について

今年行われる支部委員の選挙について、いくつかの重要な事項を記します。

1) 支部規程第 4 条に準拠し、平成 14 年 4 月 7 日に行われた第 65 回通常理事会において、今回の支部委員選挙における各支部の委員の定数を次のように決めました。

支部委員定数：東日本支部 15 名、西日本支部 10 名、沖縄支部 5 名。

(新たに発足する東日本支部委員の定数については、その会員数が西日本支部のおよそ 1.7 倍であること等を考慮しました。)

2) 支部規程第 6 条第 4 項に準拠し、支部委員選挙によって選出される各支部の委員数は次のようになります。また残りの数の委員は選出された支部委員の合議推薦によって選ばれ、理事会の信任を受けて決定されます。

投票で選出する支部委員数：東日本支部 10 名、西日本支部 7 名、沖縄支部 4 名。

3) 支部規程第 6 条第 5 項に準拠し、支部委員選挙では各支部ごとに次の人数を投票用紙に連記することになります。

投票で連記する人数：東日本支部 8 名、西日本支部 6 名、沖縄支部 3 名。

4) その他の重要事項

今回の選挙は、理事・監事・支部委員の同時選挙です。理事・監事選挙では全国の正会員が被選挙人となりますが、支部委員選挙では各支部の正会員が自分の所属する支部の被選挙人となります。また支部規程第 6 条第 9 項に準拠し、理事・監事の被選挙権を停止する者については、支部委員の被選挙権も同時に停止することになります。

なお、今回の理事・監事・支部委員選挙の詳細に関しては、巻末の別添資料「平成 14 (2002) 年度理事・監事・

支部委員選出要項」をご覧ください。

3. 支部予算について

新制度のもとでは、従来の関西支部、沖縄支部の場合と同様、東日本支部、西日本支部、沖縄支部の 3 支部にそれぞれ本部予算から支部活動資金(正式科目は「繰入金」)が拠出されます。各支部にわたる活動資金の額に関しては、まだ 3 支部が正式に発足していないため、改革検討委員会では「支部所属会員の納入会費総額の 5 割以内」という従来の支部予算算出基準に基づき、下記の原案を第 65 回通常理事会に提出しました。

東日本支部 700,000 円、西日本支部 500,000 円、
沖縄支部 95,000 円。

この原案は、各支部の予算案とともに第 66 回通常理事会(平成 14 年 10 月 12 日開催予定)で最終的に承認され、第 33 回通常総会(平成 14 年 10 月 13 日開催予定)に諮られます。

4. 支部広報について

支部の広報活動としては、これまで関西支部(新制度では西日本支部)が「支部便り」を、また沖縄支部が「支部通信」をそれぞれ定期的に刊行してきました。平成 14 年度からは、これに加えて東日本支部が「支部通信(支部便り)」を刊行します。従来支部活動の広報は当該支部に限定して行われてきましたが、新制度のもとでは、各支部間の情報交換を活発にし学会活動の活性化を図るために、各支部の「通信(便り)」は支部の枠を超えて全国の学会会員に送付されます。

なお、本部の「会報」は、従来通り刊行されます。

5. 例会活動について

例会活動は、関西支部(新制度では西日本支部)と沖縄支部についてはほぼ従来通り行われます。これまで長い間東京で開催されてきた本部例会はなくなり、それを引き継ぐ形で東日本支部例会が新たに発足します。東日本支部例会の開催頻度は、当面は従来の本部例会のそれに従います。また従来の本部例会通知にならって、東日本支部例会通知が全国に送付されます。ただ、これまでの例会とちがって、新制度のもとでは、選任された支部委員の意欲的な企画やイニシアティブのもとに例会が支部内のさまざまな場所で開催されることがあります。(改革検討委員会委員長 塚田健一)

選挙管理委員会からのお知らせ

本年は理事および監事改選の年にあたります。また、本年

より支部委員選挙が始まります。定款施行細則第13条第4項に「定款に定めるところの役員を通算して8期以上務めた正会員は、選挙の度ごとに本人の希望によりその1期に限ってその被選挙権を休止することができる」とあります。また、同第5項に「選挙実施年の9月1日において、満70歳以上の者は、選挙の度ごとに本人の希望によりその1期に限ってその被選挙権を休止することができる」とあります。さらに、支部規程第6条第10項に「理事、監事および支部委員を通算して10期以上務めた正会員については、選挙の度ごとに、本人の書面による申し出によって被選挙権を休止することができる」とあります(ただし、旧制度の支部委員は含みません)。この条件に該当し、かつ休止を希望する正会員は、6月30日(日)までに選挙管理委員会事務局宛(〒610-1197 京都市西京区大枝沓掛町13-6 京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター気付)に、書面にてお申し出ください。

また、選挙管理委員会では、選挙用会員名簿を作成します。名簿には「正会員の姓名」を記載することになっています。つきましては、東洋音楽研究第66号別冊として配布された名簿の記載事項に変更のある方で、まだ届けておられない方は、その変更内容を6月30日(日)までに学会事務局宛に、かならず文書(FAX、電子メールを含む)によって、ご連絡くださるようお願いいたします。ご連絡のない場合には、現在事務局にある名簿にしたがって記載することになります。

[2002年度選挙管理委員]

今田健太郎、久保田敏子(委員長)、鈴木由喜子、田井竜一、藤田隆則、水野信男(副委員長)、山田智恵子

機関誌編集委員会からのお知らせ

編集委員会では、投稿論文等の書式統一をはかるため、従来の投稿規定とは別に「投稿の手引き」を作成しました。学会ホームページに掲載しますので、原稿を執筆するにはこれを必ずご参照ください。ホームページをご覧になれない場合、編集委員会あてにご請求いただければコピーを一部郵送いたします。

日本学術会議芸研連シンポジウムの

お知らせ

芸研連(芸術学研究連絡委員会)では、今年度のシンポジウムを下記の通り開催いたします。みなさまのご参加をお待ちしています。

日本学術会議・芸術学研究連絡委員会主催

2002年度シンポジウム

「芸術を助けるのは誰かー文化芸術振興基本法をめぐってー」

入場無料・申込不要・来聴歓迎

趣旨 今日日本は不況に直面し、経済活動も沈滞している。芸術の世界も例外ではない。かなり以前から芸術の危機がいわれられていたし、芸術の終焉も語られていた。確かに芸術活動も活発とはいえない。これを再び活発にすることができるだろうか。できるとしても誰がどのような方法によって行うのだろうか。そのような状況にあつて、平成13年12月7日に「文化芸術振興基本法」が公布、施行された。この基本法は芸術振興の救い主となりうるものであろうか。さまざまな芸術の立場から、これを検証してみたい。

日時 2002年6月22日(土) 13:30~17:00

場所 実践女子大学香雪記念館

(日野市大坂上4-1-1 中央線「日野」下車、徒歩12分)

司会・発表者

基調報告 利光功(美学会・東京工業大学教授)

「文化芸術振興基本法の内容と意義」

パネルディスカッション

司会 利光功

パネリスト 海老澤敏(日本音楽学会、新国立劇場副理事長) / 平田オリザ(日本演劇学会・桜美林大学教授) / 若桑みどり(美術史学会・川村学園女子大学教授) / 丹羽勝海(日本声楽発声学会・日本大学芸術学部教授) / 日野永一(日本デザイン学会・実践女子大学教授)

閉会挨拶 神林恒道(芸研連委員長、美学会、立命館大学教授)

会員の受賞

◇前原恵美氏が第15回清栄会奨励賞を受賞

第15回(平成13年度)清栄会奨励賞が会員の前原恵美氏に授与されました。常磐津節の音楽的研究の専門家として自ら演奏活動も行い旋律研究に業績をあげていることによるものです。授賞式は国立劇場事務所2階大会議室にて平成14年4月17日に行われました。

会費納入のお願い

2001年度(2001年9月1日~2002年8月31日)までの学会費を未納の方に、請求書と振替用紙を同封いたしました(同封されていない方は、納入済みです)。請求書で未納金額をお

確かめのうえ、早急に払い込みください。

本状と行き違いに納入がありました場合は、どうかご容赦ください。

定例研究会開催予定

<本部>

◇第 448 回定例研究会

2002 年 6 月 1 日 (土) 午後 2 時-4 時 30 分

東京藝術大学音楽学部

研究発表

「薩摩琵琶歌の歴史的研究のために—史料紹介と考察—」

島津 正

「桃山期の謡の旋律 — 下間少進手沢鳥飼道晰節付本を

中心に—」

高桑いづみ

◇第 449 回定例研究会

2002 年 7 月 6 日 (土) 午後 2 時-4 時 30 分

上野学園日本音楽資料室

内容未定

<関西支部>

◇第 209 回定例研究会

2002 年 6 月 22 日(土)午後 1 時 30 分-5 時

国立民族学博物館 第 1 演習室

第一部 (午後 1 時 30 分-3 時)

修士論文・博士論文発表会その 2

(1)「バリ島のゲンジュッ・パフォーマンズの成立と展開」

植山視保子 (京都市立芸術大学音楽研究科) (修士論文)

(2)「播州の毛獅子舞の研究—その伝播・伝承・変容をめぐって—」

大渡敏仁(大阪芸術大学大学院芸術文化研究科) (博士論文)

(3)「舞楽左方舞の動作様式に関する史学的研究」

田銀智志 (大阪芸術大学大学院芸術文化研究科) (博士論文)

第二部 (午後 3 時 15 分-5 時) 展示見学

民博特別展示 「2002 年ソウルスタイル—李さん一家の素顔のくらし」 の見学

定例研究会発表募集

下記の定例研究会における研究発表(口頭)を募集します。発表希望者は、発表種別(研究発表、報告等)、発表題目、要

旨(800 字以内)、発表希望日、氏名、所属機関、職名、連絡先(住所、電話、Fax、E-mail 等)を明記の上、学会事務局宛お申し込み下さい。

◇第 449 回定例研究会

2002 年 7 月 6 日 (土) 午後 2 時-4 時 30 分

上野学園日本音楽資料室

定例研究会報告

◇第 443 回東洋音楽学会定例研究会 (2001 年 12 月 8 日)

(第 69 回日本音楽学会関東支部・東洋音楽学会合同例会)

お茶の水女子大学共通講義棟 2 号館 102 室

○シンポジウム「「伝統」の再生—その試みと課題—」

○報告

「古楽運動へのまなざし—西洋音楽のフィールドから—」

津上智実 (神戸女学院大学)

<報告要旨>

西洋音楽における古楽運動とその議論を振り返る。失われた伝統の再生という点で、古楽運動は多くの試みと反省的な議論とを重ねてきた。そこでの問題点を整理してみることは、他分野の伝統の再生にとっても有益な視点を提示する可能性があるのではないか。

「古楽」とは狭義には「ルネサンス以前の音楽」、広義には「ピリオド楽器と歴史的演奏習慣による音楽」を意味する。「古楽ブーム」が起こり、古楽とその理解をめぐる議論が活発化したのは 20 世紀の特徴的現象の一つ。中でも 1980 年代の「真正性 Authenticity」論争が、過去の音楽を再生することの意義と問題を顕在化させ、演奏に対する認識の改変を迫ってきた。

真正性とは「典拠の正しさ」であり、「作曲家の意図」と「歴史的な正しさ」の再現としてモットー化されてきたが、研究と議論が深まるにつれ、その再現が可能でも望ましくもないと判明してきた。エルガーの自作自演の録音 (1926 年) を巡るフィリップの研究 (Robert Philip, 1984, 1992) はその一例である。

一方、古楽の可能性は「音楽が新たなコンテクストの中で示されることにより、より新鮮で直接的で注意深い(つまり、より真正な)見方、捉え方を我々に強いる」(Richard Taruskin, 1984) 点に認められる。古楽はその性格から、社会的・文化的・歴史的な文脈における音楽の理解を迫ってきた。その興味深い例がモンテヴェルディの<聖母マリアの晩課>の多様なエディションと録音に見られる。

近年提示された「演奏習慣に対する 3 つの視点」(Jeffrey

Kurtzman, 1999) は今後の課題を考える上で有効だろう。それは、1) 音楽の作り手自身がその演奏をどのように思い描いていたのか、2) 同時代人たちが該当ジャンルの演奏に当たって用いたであろう可能性の広がり、3) 現代の演奏家の視点、の3点である。中でも、歴史資料から確認できる演奏の可能性の枠組みを示すことが、音楽学に求められる最大の役割だろう。

○報告

「ヨーロッパ十八世紀における演技とジェスチャー」

原雅巳(声楽家)

(報告要旨)

劇音楽は、それが見られるという要素を抜きにしては考えることができないが、過去の上演が実際にどのように行われていたか、我々は直接には知る術を持たない。

ただ十八世紀の作品については、同時代の文献資料をある程度利用することができる。その中でも特にオースティンによる演技やジェスチャーの記譜法と具体例は、多くの手がかりを与えてくれる。文献では簡単なテキストとともに、それを読み上げる際に行うべき所作が図と記号で示されている。図は全体的なポーズを示し、記号は手や足の位置や動きを指定するもので、これを参考にして舞台上での所作を考案することは可能である。ただし、この所作をそのまま用いることはできないし、仮にできたとしても、これをさらに作品として鑑賞に堪えるものにしないといけない。

文献で指示されている所作をそのまま持ち込むことのできない理由のひとつに、音楽的な構成の問題がある。劇音楽は基本的に、詠唱と叙唱からなるが、これらが交代する瞬間には、歌手の動きは停止し、それが静的な美しさをもった型をなしていなくてはならないとされていた。この一種の活人画がとるべき構図やポーズ、特にその細部を考えるにあたっては、上述の文献資料よりもむしろ、絵画や彫刻といった美術作品が手がかりとなる。たとえば手の形によって、特定の意味を表すということが行われていた(「祝福」)し、それ以外にも特定の言葉(涙、ため息、拒絶、心、運命、地獄、天、神)に対応する手の型があることが知られている。

声楽家が実際に18世紀の劇作品を演じようとする場合には、以上のような知識と訓練の上で演技とジェスチャーを考える、という道が可能である。ただこれを進めるには、美術や演劇との共同作業が欠かせないだろう。

○報告

「仕事唄としての酒屋唄の復興」

茂手木潔子(上越教育大学)

(報告要旨)

酒屋唄は一般に酒席のご祝儀唄として知られている。しかし、本来の酒屋唄は、「唄半給金」といわれ、作業に必須の存在であるが、昭和40年代以降、必要がなくなり途絶えていた。筆者は1993年より以下の観点から仕事唄としての酒屋唄の再興を試みている。再興の過程では、筆者が義太夫節の聞き書きで得た知識(相対的な譜のありかた、現場に即した語りの臨機応変な対応、声や旋律が「揃う」ことの意味する範囲、学習方法の共通性など)が役立った。

身体の動きが歌唱法を変化させること。

実際に長い權棒を持って配を混ぜると、声の強弱、アクセントの位置、リズムが変化する。

集団作業が歌唱法に影響すること。

重要なのは明快な拍節とリズムで、旋律は二の次となる。固定しない歌詞や旋律。

集団で歌う唄、個人で歌う唄ともに歌詞や旋律は可変的。重要なのは、声を出し拍子をそろえること。旋律に「すれ」があっても作業に支障はない。時間の測定、量の測定、攪拌状態の判断など、臨機応変な対応に歌詞が連動している。歌詞の創作が創造性の育成にも通じる。酒造りは創造性を要求される。

作業の精度を声によって測ること。

腹から出す声は、全身で仕事をするものの現れ。声の出し方によって、道具の洗い方の良し悪しが判断できる。唄の学習には、毎日の間接体験学習(いつも唄が聞こえる状態)が重要。

再興を理想的な状態で行なうためには、(1)唄を伝承するための歌い手の強い意思とグループをまとめるリーダーの資質、(2)継承を支える地域共同体や企業の存在、(3)研究者と演唱者との信頼関係と密なコミュニケーション、(4)研究者から研究状況の恒常的なフィードバックや、発表の場の提供、(5)あくまでも継承者を中心とした状況の設定、などが重要である。

現在残された問題としては、既に唄を必要としなくなった酒造行程において、唄をどのような形で存続するのか、あるいは、存続することに意味があるのかという、根本的な課題を抱えている点である。

○報告

「東アジアにおける宮廷音楽復元の試み」

寺内直子(神戸大学)

(報告要旨)

日本、琉球、韓国、中国、ベトナムなど東アジアの諸国は、古くから相互の共通性を保ちながら、それぞれの地域の特性

を反映した宮廷音楽を育んできた。このうち、琉球、韓国、中国、ベトナムは、20世紀前半に「宮廷」という脈絡を失い、宮廷音楽もさまざまな運命をたどった。

現在、中国では宮廷音楽は廃絶、ベトナムでも、宮廷消滅後、1990年代にいたるまでほとんど省みられなかった。韓国では、旧宮廷音楽は「国楽」つまり韓国の伝統音楽として、他の民俗音楽等とともに国立国楽院やソウル大学などで実技伝承と理論研究が行われている。

日本に目を転じると、現在も「宮廷」という脈絡を保ち続けている日本では、宮廷音楽は、宮中の儀式で演じられる一方、伝統的芸術音楽の一種目として劇場などで鑑賞されている。また、最近では、西洋音楽やポップスとの融合によって、より広い観客層に浸透しつつある。

一方、現在日本の県となっている沖縄では、琉球王朝の廃絶とともに、一部の宮廷音楽・舞踊(琉球舞踊、三線音楽)が市井に出て、庶民を対象として新たな発展をとげた。しかし、宮廷音楽のうち中国系の種目は廃絶し、1990年代に入り、本格的な復元事業が始まった。この「御座楽」と呼ばれる中国音楽の復元は、楽譜が見つかっていないため、同名曲を中国福建省や明清楽にもとめ、その旋律を借用するという方法をとっている。また奏法については中国、台湾の南管音楽のそれをもとに復元している。これらの方法は、厳密に言うと、学問的に疑問の余地を残す。しかし、復元された楽器と旋律を実際に試みて演奏することで、得られるデータもまた多い。今後、新しい再生を遂げたばかりの「御座楽」が、琉球舞踊、三線音楽、民謡、沖縄ポップスなど多様な沖縄の音楽シーンの中でどのように位置づけられていくのか。また、本土の視線との対峙の中で、沖縄の伝統音楽全体はどのような方向に向いて行くのか。興味は尽きない。

〈コメント・質疑応答〉

本例会は、4名のパネリストが参加するシンポジウム形式であったので、その発表順に質疑応答およびコメントを付記する。

全体3時間の例会の中で、1時間強の有益な質疑応答が行われた。主な論点は、1. 真正性、2. 実験音楽学的方法論、3. 現代社会における「伝統の再生」の意義、4. 音楽学の役割であった。

1. については、寺内氏が公演企画としての雅楽楽器復元の事例における企画者側と研究者側の意識のずれについて紹介し、立場の違いによる「多様な」真正性の存在を指摘した。

2. については、会場よりのコメントとして実験考古学など他の分野の手法を導入すべきとの提言があった。津上氏からは、古楽器の研究・復元・演奏をチームワークで行っている

例があるとの回答があった。寺内氏からは、正倉院楽器復元・演奏の事例が紹介された。茂手木氏からも、復元した音楽を身体に戻してみることで多くのことがわかるとの指摘があった。

3. については、御座楽復元の背後に存在する、地元文化の本土に対するアピールという政治的意図を寺内氏が指摘した。また、雅楽レパートリー復元については、日本人のルーツ探しと、めずらしい音楽を聴きたいという欲望がその動機との指摘をした。酒屋唄の事例では、政治的意図はなく、杜氏たちが自分たちの生きてきた軌跡を残すという意識で復元を行ったと、茂手木氏が追加コメントを行った。

会場より、復元が有害とならないかという質問があった。寺内氏は、音楽の「再生」「再創造」「活性化」における有害の例として、復元事例に権力によるお墨付きが与えられることにより表現の可能性が狭くなる点を指摘した。茂手木氏は、酒屋唄の事例での無害性を強調した。

1. と 3. の問題は表裏一体の問題であるが、西洋古楽の復元における目標は何かとの質問があった。津上氏は、古楽関係者に強く意識されている近代西洋の音楽における一種の閉塞感を打開する意図、また人と音楽の関係を考え直す一つのきっかけを提供する意図を指摘した。原氏は自らの活動の要因として、バロックオペラの一種の過剰な演出が目立つ現状に対して、本来の姿はどうであったかという疑問が生じたためと説明した。また、当時の演出についての真正性を問われると学問的には厳密ではないかもしれないが、リブレット上の記載や当時の演劇習慣を参考にして再現しているとの回答があった。

その他にも、津上氏からは酒屋唄の復興VTRについて、忘れた唄、忘れさせられた唄を思い出すことが人間にとりどれだけ大事なことを感動をもって見たとのコメントがあった。また会場からは、本シンポジウムでの「再生」事例だけでなく、廃絶の危機にある様々な伝統について多くの聴衆に対するVTR、CDなどによる資料公表・普及活動を望むとの要望が寄せられた。これについては、音楽研究者の論文執筆以外の活動の不足、インターネットでの英語による情報公開の可能性などが指摘された。

また、復興したこれらの伝統の今後の継承、聴衆の獲得の方策について質問が寄せられた。茂手木氏は芸能としての暫定的な存続を提案、寺内氏は観光芸能としての存続と教育機関での伝習の場の設定などの可能性を示唆した。原氏からは、演奏者の育成者養成を促す音楽学活動への期待が表明された。津上氏からは、実践者の表現力ある演奏が必要とのコメントが出された。

本例会テーマであった「伝統」の再生の問題は、どちらの

学会にも属さない声楽家、原雅巳氏(日本ヘンデル協会会員)を含む4名の発表と会場からの貴重なコメントを通じて、音楽研究者が常に考えるべき課題として参加者の心に残ったように思う。この問題はまた、現代社会がその過去を再構築し、現代および将来の文化のあり方を探る上で逃れられない問題であることも明らかになった。究極的には人類文化の将来をいかに豊かにするかという大きな問題でもある。研究者の社会への貢献が問われる問題でもある。(小日向英俊)

◇第444回東洋音楽学会定例研究会(2002年2月2日)

上野学園日本音楽資料室

○研究発表

バリの歌舞劇アルジャにおけるパフォーマンスの生成

増野亜子(ガムラン演奏家)

〈発表要旨〉

本発表では博士論文「バリの歌舞劇アルジャにおける声のパフォーマンス」(お茶の水女子大学大学院)に基づき、アルジャの表現の多様性とパフォーマンス生成について論じた。アルジャは歌と舞踊、演劇の要素から成る複合的な表現様式であり、豊かな表現力をもっている。その特質は①アルジャと呼ばれる複数のパフォーマンス間に見られるヴァリエーションの豊富さ、②一つのパフォーマンスを構成する表現の種類や形態の多様性、の二つの多様性にある。これらの多様性は即興と相互作用を中心とするパフォーマンス生成の特質と深い関係がある。

本研究ではアルジャのきまりごととは、原則として全てのパフォーマンスに共通して表れる要素だと考え、パフォーマンス生成に置いて規程力をもつ要素の全体を表現規範枠と呼ぶ。アルジャの表現規範枠は①物語とストックキャラクター、②声楽様式固有の形式性、③パフォーマンスの進行方法、場面展開、④表現様態の統制原理の四点に認められる。また表現規範枠の機能は以下の三点にある。①表現に形式性を与え、即興的な表現を流し込む器、②演者のための即興の参照枠、③アルジャがアルジャとして認識されるための枠組み。固定的な要素(規範枠)は多様な表現の可能性に対して開かれた流動性と相互補完的な関係にあり、全体としてアルジャは柔軟なパフォーマンス構造をもっている。

パフォーマンスの現場で演者は規範枠に従い、同時に文脈や役柄、発話内容に即して、適切な表現様態を選んでいると考えられる。そこで表現様態を言語、声楽様式、発話主題、発話者の役柄の四つのパラダイムからなるマトリクスと考え、各側面の複数の選択肢の間の関係性について分析を行った。表現様態を構成する要素間の関係は大きく①洗練された性質(マニス)と粗野な性質(ブドゥ)の対比、②過去の物語世

界と現在・現実の世界を表す笑い、の二つの原理に収斂している。そしてそれぞれのうち前者は後者に対して相対的に強く表現様態の選択肢を制限されている。この二つの対照的な概念はアルジャの物語構造、表現様態の選択、パフォーマンス進行において重要な意味を持っている。両者のバランスは常に揺れ動いており、二つの力が引き合う磁場からアルジャのパフォーマンスが生成される。

○研究発表

朝鮮後期の細楽手: その音楽的意義

植村幸生(上越教育大学)

〈発表要旨〉

細楽手とは朝鮮時代後期(17~19世紀)に存在した軍楽兵の一種である。本発表は、中央軍に所属した細楽手の組織と活動様態を考察し、もって朝鮮後期音楽史における細楽手の意義を検討する。

細楽手は17世紀末~18世紀前半に徐々に成立し、中央軍の各宮門および宣伝官庁という特殊な武官職に配備された。その待遇はきわめて低かったが、そのことは細楽手をして、軍以外の活動を活発化させる要因ともなった。

細楽手は「細楽手都家」という自治的な教習組織を持っていた。これは同時に巫女の管轄にも当たり、さらに世襲巫家の男性による組織「才人庁」とも著しく類似する。必ずしも細楽手が世襲巫家と直接的関係にあったとはいえないが、自治組織の存在は官以外での細楽手の活発な活動を物語る。

細楽手は宮廷・軍内部においては鹵簿や賜楽の一部に関与し、そこで「吹打」「霊山会相」「興民楽」などを演奏した。19世紀末には大規模な宮廷宴饗にも部分的に出仕した。一方で、細楽手は宮廷・軍以外の都市住民各層の音楽需要に応える職業音楽家でもあった。18世紀後半の小説『柳遇春伝』『丐帥伝』などによれば、細楽手は王族・大臣、文人、下級軍官などに広く楽を提供していたこと、妓女との密接な社会的関係を保ったことが知られる。

『内吹定例』『吹鼓手軍案』(蔵書閣所蔵本)は、19世紀末における細楽手の組織と活動を知るための重要な史料である。特に後者において「父」項目に見られる人名群は一連の系譜をなすことから、細楽手独自の人間関係の存在が明らかである。細楽手都家の存在とあわせて考えれば、これは師弟関係の系譜と推測される。

軍、宮廷、都市、地方の諸局面に渡った細楽手の活動を改めて考察する意義は、それが掌楽院中心主義、首都中心主義的であった従来の韓国音楽史観の相対化につながる点にある。また、すでに掌楽院がありながら細楽手が必要とされた理由を考える時、17世紀以前からの芸能者と軍事・警察官庁との

相互関連を無視できない。従って細楽手の考察は、朝鮮における芸能と軍事の関連という文化史的テーマへの窓口でもある。

〈コメント〉

増野氏は、自由な即興を旨とする大衆歌舞劇アルジャの同一性を論じた。アルジャでは表現が固定性と多様性の間を自由にゆきかう。即興性が発揮される表現様態を、言語、音楽様式、役柄、発話主題の4種のパラダイムに分け、おのおのの要素が結合と排斥の関係で連鎖するという指摘は、この歌舞劇の全体像を言い当てて説得力がある。また多層的な二元的原理がアルジャを支配し、その対照性のバランスこそアルジャの特徴だと強調した。「文化人類学者が指摘するバリ人の二元的世界認識とアルジャの表現様式との相関も興味深い(塚田健一氏)」との意見に、増野氏はバリ社会全般の認識原理とされるルワピネド rwabineda (相反するものが結局は相互補完的に一つの世界を築く)に言及した。筆者は今回ビデオで初めてアルジャに触れたが、司会者の紹介どおり、これまで注目されなかったバリ島の大衆歌舞劇に、日本人では初めて光をあてた研究であり、進展が期待される。

植村氏は、社会の下層民と関係の深い軍楽兵「細楽手」が、同業者ユニオン「都家」にも属して民間の音楽需要にこたえた実態を、緻密な文献研究から浮き彫りにした。検討の主眼は、掌楽院や首都ソウル中心に偏った従来の朝鮮後期音楽史観の転換、ないしは、宮廷 vs 民間という既存の二分立をこえた音楽史の俯瞰にある。塚田氏の質問「史観の転換を促す重要な研究だが、韓国内で前例はあるか」には、「孤軍奮闘の10年前に比べ、近年は全体に容認傾向がみえる」と回答があった。興味深いのは、軍事と芸能者の強い関連が、正規の音楽統括機関「掌楽院」と細楽手の併置を促したという解釈である。細楽手のルーツと発生時期を問う瀬戸宏氏に対し、「少なくとも朝鮮前期から、統制のため芸能者を含む賤人を軍人など下級官職へ盛んにとりこんだ」と回答し、上記の解釈が具体性を増した。意義ある知見を満載した発表だったが、筆者としては、上記の現象と朝鮮前後期の社会変動との関連にも言及があれば、より有難かったと思う。(尾高暁子)

◇第445回東洋音楽学会定例研究会(2002年3月2日)

上野学園日本音楽資料室

I 2001年度卒業論文発表(その1)

1. 能の空間について—民俗学的考察を中心に—

市川裕夏(東京藝術大学)

〈発表要旨〉

テーマは「能の空間」である。能の空間を構成する舞台・

橋掛かり・鏡の間・見所それぞれの意義や変遷、関係について民俗学的考察を中心に演劇的な要素や建築学的・思想的側面などからも考察した。そして結論として、今後の能の在るべき姿や私たちのとるべき立場について検討した。

能は神や霊を招いてその素性を語ってもらうドラマであることから、能舞台は神を招く場所であるといえる。シテは橋掛かりを通して舞台へ現れ、また橋掛かりを通してもとの霊的世界へ戻って行く。中世において橋は、あの世からこの世へ渡された掛け橋であると考えられていたが、それが能舞台の橋掛かりに反映しているのだ。また橋掛かりを考える上で道行が重要なポイントとして挙げられる。時空間を縮めたり超越したりする概念が橋掛かりに影響しているのである。そして中入りになるとシテは橋掛かりを通して鏡の間に入り、神懸りとなって別の形で再登場する。つまり鏡の間が変身するための空間の役割を果たしているのだ。

能において観客は傍観的な立場ではなく、参加者としての立場を求められている。また能舞台の影響力は四方へ波及し、観客は逆に中央へと精神を集中していなければならない。つまり一方からは遠心的波及、一方からは求心的享受とが同時に働くことによって連帯性が生まれているのである。さらに能舞台は道具や装置が極めて簡素なものとなっているが、これは不純なものを切り捨て、ひたすら本質にのみ凝縮させているからである。このように能舞台は本質に凝縮させることによって無限に広がるという逆転の発想を可能にしているのである。

現在、傍観的な立場の観客があまりにも多いように思う。しかし観客は能の空間を構成する一つの要素であり、観るという行為で参加しているのである。まずその点を見直さなければ能の活性化は望めないのではないだろうか。

2. 寺子屋の音楽教育—謡の教材研究を中心に—

高石真美子(東京藝術大学)

〈発表要旨〉

本論文は、江戸期の寺子屋で行われていた音楽教育、特に能楽の謡の授業、その実態に迫ろうとするものである。

考察史料は大きく分けて往来物(寺子屋の教科書)と謡本の2種類に分類できる。私は今回、①法政大学、②早稲田大学、③上野学園大学、④謙堂文庫、⑤東京学芸大学、⑥国立教育政策研究所に所蔵の謡本と往来物を可能な限り調査し、成果をまとめることとした。結果、京坂江戸を中心として、西は大分、東は秋田、山形のあたりまで謡授業の痕跡が認められ、地域によっては謡が社会生活と密接に関わり、必須の礼儀作法の一つとして稽古されていた様子がわかってきた。

謡授業は主に男子を対象に、多くの場合素人の謡師匠に

よって集団授業の形で行われ、生徒たちは小謡を中心に暗記学習した。小謡は実用的な教育を重んじる寺子屋にあって、手軽に文字の読み書き、地歴、和歌、道徳など様々な周辺知識が得られる教材として重宝された。教科書の特徴としては、ひらがなで詞章を記したり、徐々に規模の大きいものを配置する、謡の技術に関する記入を最小限にとどめるなど、様々な工夫を凝らしたものが認められたが、かなり詳細な記入をもつもの、謡の芸論まで掲載しているものなどもあり、典型を導き出すことは難しかった。

寺子屋の謡教育は明治初期まで認められたが、維新以降、往来物という総合的な学習内容を盛り込んだ教材を失い、単科教育に移行するにしたがって、謡は国語教材としての性格を強くする。そのため、徐々に社会全体の謡受容者数を減らしていくこととなってしまったのではないだろうか。

謡独特のリズムや旋律型にのせて楽しく手軽に様々な知識を得、且つ礼儀作法をも身につける。このような江戸期の謡教育の在り方を見直すことによって、現代の邦楽教育にも応用できる多くのヒントが浮き彫りになってくるようである。

3. 宮城道雄の童曲

—教育的側面からみたその歴史的意義—

藤波ゆかり (東京藝術大学)

〈発表要旨〉

宮城道雄の童曲は同時代の人に、芸術的観点から批判的に見られる傾向が強かった。本論文は、童曲の歴史的な意義を教育的側面から明らかにすることを目的とした。先行研究では童曲の歌詞に関わる研究が十分になされたとは言いがたいので、本論文は童曲の歌詞に見られる教育的配慮を明らかにしようと試みた。また、宮城の童曲全117曲の内、先行研究で教育的観点から楽曲分析の対象とされた作品は29曲にすぎなかったので、本論文では、筆者の管見に入った85曲の楽譜を分析することで、童曲全体の音楽教育的配慮を明確にしようと試みた。

具体的にはまず初めに、童曲と童謡運動の背景には、大正期に教育界全体に興隆した児童中心主義の思想があることを指摘した。次に、宮城の童曲の大半の歌詞を作詞した葛原しげるを、童謡運動の中心的人物であった西条八十と比較し、葛原は芸術性より教育的配慮を重視していたことを明確にした。続いて葛原の童謡観が宮城の童曲の歌詞の性格を決定づけたばかりではなく、その音楽的側面にも影響を与えていたことを明確にした。

次に宮城の随筆を検討する中から、宮城が新しい時代に対応した理論的・体系的な教授法の必要性を痛感していたことを明確にした。続いて宮城の執筆した当時の雑誌記事から、

宮城が童曲を作曲する過程で、西洋の段階的な教授法を筆の教授法に採り入れようと模索していたことを明らかにした。同時に、童曲が唱歌という伝統的な教授法を受け継いでいたことを確認した。最後に楽曲分析を行い、宮城が歌の音高・音域、調絃等の面で段階的な教授法を模索していたことを実証的に裏付けた。

宮城は、童曲の分野で、日本と西洋の融合を模索する中から、新たな教授法を生み出そうとしていた。その試みは、今日尚教育的・歴史的意義を失っていないと考える。

4. ストリートミュージシャン考

鈴木路子 (東京藝術大学)

〈発表要旨〉

現代日本の都市空間の随所に存在するストリートミュージシャン——演奏ジャンルも意識も多様な彼らの活動をめぐって、われわれは社会的相互作用や文化交流の形を観察することができる。都市という複合社会、様々な情報のベクトルが複雑に行き交うその環境において、ストリートミュージシャンをする、観る、聴くという行為は、原始的、直接的なコミュニケーションであり、その一方で公共空間を使用するが故の問題点と発展性を併せ持っている。本論文では、ストリートミュージシャンに焦点を定めることによって、それをめぐり展開される諸問題、音楽と個人、社会との関連を明らかにすることを目的とした。現代において、われわれは表現行為や文化的問題を、個人的な日常の地平からも問い直す必要があるといえよう。路上はそれに応える場の一つではなからうか。

本論文では序論において、研究の動機・目的、本論中でのストリートミュージシャンの定義を述べた。続く第一章では、1960年代以降の日本における音楽と路上の歴史について、若者文化の隆盛と共に変遷してきた様子を中心に、年代を追って考察している。

第二章ではフィールドワークで築いた概念枠をもとに、ストリートミュージシャンの「現在」を分析した。第一節では現代の若者に特徴的な「軽やかな自己表現」、「緩やかなコミュニケーション」を実現する場としての路上を論じた。第二節は「場」の問題について、法的問題を含めた実状と、「第三の社会」としての役割という二つの観点から述べている。第三節ではメディアとストリートミュージシャンの関係について検討し、第四節では、地域社会がストリートミュージシャンに示す対応とその行方を、具体例を踏まえ考察した。

第三章では日本においてストリートミュージシャンが果たしてきた役割、位置付けを総括すると共に、今後の展開も示唆し、結論とした。

5. 子供のうたの伝承

—テレビとともにどのように変化したか—

南摩衣子 (東京藝術大学)

(発表要旨)

子どものライフスタイルの変化により様々な年齢の子どもから成る子ども集団が形成されにくくなった現在、子どもたちの間だけでうたを伝承する機会が減りつつある。このような状況において、どのような方法で「子どものうた」が伝承されているのか、子どもと大人、テレビとの関係の中で新たなモデルを構築することを試みた。

本研究においては、童謡、わらべうた、アニメ主題歌などを包括し、「子ども文化におけるうた」とする。ここで言う「子ども文化」とは大人によって意識的に監視される文化を指す。よって、子どもに与えて然るべきか、という大人の判断が下されるかぎり、たとえ子どもが聞くだけのうたであっても、「子どものうた」に含める。

調査により、従来子どもが歌ううたで占められていた「子どものうた」の領域に、近年子どもが聞くうたが急激に増加していることがわかった。録音媒体や放送メディアによって子どもが聞くうたがもたらされるようになったことに加え、アニメ主題歌のあり方が変わったことも一因となっている。また、テレビから流れるうたに対する見解の変化を追うと、大人が、過去の記憶を美化して回想し、「自分が好きだった」うたを「子どもにふさわしい」うたに含めてしまう傾向が浮かび上がってくる。このように、大人は、子どもの頃親しんだ歌を、テレビを介して子どもに聞かせ、伝えようとしている。そして、子ども集団の崩壊によって子どもから子どもへと「子どものうた」を歌い継ぐ機会が減り、一方でメディアによって大人が子どもに伝えることのできるうたが増加している現在、「子どものうた」の伝承における大人の果たす役割が大きくなっていると考えられる。

II 2001年度修士論文発表(その1)

1. 江差追分の研究

鈴木純子 (日本大学)

(発表要旨)

本発表は私の提出した平成13年度修士論文に基づき、日本の民謡のなかでも、最も有名で、広く愛好されている北海道の民謡、「江差追分」に焦点をあて、その発展、伝承、普及の過程を歴史的に追ったものである。また現在、民謡界が民謡の保存、普及、伝承、後継者の育成を困難な課題としているのに対し、江差追分が今日においても多くの演唱者と愛好者を持ち、歌い継がれている要因を考察した。江差追分の特徴には楽譜のような図譜を使った伝承法が一般的に行われてい

ること、演唱時間に制約が課せられていること、格付け審査が設けられていること、大規模な全国大会が催されることなどが挙げられる。しかしこれらにより、歌の様式化・画一化など、本来の民謡の形を崩す問題点を生み出すことともなっている。しかし、江差追分は演唱者をはじめ、町役場、地元の人々らが団結し、多くの演奏活動やメディアの活用を行って多様な普及活動を行い、今や日本を代表する民謡となった。また問題点とされる楽譜の普及も、初心者が気軽に歌い始めることが出来る環境を作り、次の段階では大会を目指すことで、民謡演唱者の学習意欲を高め、歌い継がれていくという構造を作り出す結果となり、民謡を広く伝承していくことに成功した例ではないかと考えられる。発表で述べる江差追分における普及活動、伝承法、保存の在り方は、今後の民俗芸能や他の音楽伝承にも、江差追分の事例が参考になる部分は大きいのではないかとと思われる。

(コメント)

今回の例会発表では、とくに卒業論文において全般的に方法論の提示の不明確さや研究対象の規定の曖昧さなど、学術研究の基本的な手続きの面でやや不備が目立つものが多かった。しかし、発表後の質疑応答では参加者からそれらの点が指摘され、発表の場を通じて若手研究者を叱咤激励するという、例会における卒論・修論発表の教育上の意義は十分に達せられたと思われる。

それぞれ論文としての完成度に関してはある程度のレベルに達していると思われたし、市川論文、高石論文、藤波論文などには研究の視点にもいくつか斬新な点が見られた。ただ、今触れたように口頭発表に関する限り、市川論文に関しては全体的に研究のポイントが不明確であること(大津山氏)、鈴木(路子)論文に関しては結論を導くためのデータの提示やその解釈が不十分であること(塚田)、南論文に関しては子どものうたの伝承を考える際にメディアだけに研究対象を限定することには問題があること(奥山氏)、などいくつかの点が発表後に参加者から指摘された。

卒業論文のなかでは、とくに寺小屋の音楽教育を扱った高石論文が、これまであまり注目されてこなかった寺子屋の音楽教育、とりわけ謡の教材の研究に焦点を当てた斬新な切り口と徹底した史料収集のレベルの高さに際だっていた。また質疑応答でも福島氏や奥山氏の質問に応じて、寺子屋での謡教育と明治以降の唱歌教育との関連や京阪・江戸の教材の地方への流布に言及するなど、研究の蓄積の深さを感じさせた。鈴木(純子)氏の修士論文「江差追分の研究」は民謡「江差追分」の伝承、発展、普及の過程を歴史的に跡づけようとする地道な研究であったが、この民謡のリズム構造に関する質

問(田中氏) やステージ化の伝播やその変遷に関する質問(高木氏) に対しては、氏の返答はやや歯切れが悪く、いくつかの重要な問題を先送りした点が残念であった。(塚田健一)

会員異動

名簿記載事項の訂正・変更・追加

(2002年1月～4月、訂正箇所は下線部)

- ◆住所・所属等に変更がありましたら事務局までご連絡ください。(機関誌別冊会員名簿とじ込みの変更届用はがき、またはファクス、E-mail 等でも結構です)
- ◆改姓・改名のお届けには、ご希望の表記法をお書き添えください。(複数表記される場合、どちらを主な表記にするのか等)
- ◆事務局に登録はされても、公表を希望されない情報等がある場合には、その旨明記してください。

図書・資料等の受贈

(2002年1月～4月、到着順)

- 『アジアセンターニュース』No. 19, 20
国際交流基金アジアセンター
- 『MLAJ Newsletter』vol. 22 No. 2, 3 音楽図書館協議会
- 『楽道』1, 2, 3, 4月号 正派邦楽会
- 『月刊みんぱく』1, 2, 3, 4月号 国立民族学博物館
- 『白い国の詩』1, 2, 3, 4月号 東北電力(株)地域交流部
- 『浜松市楽器博物館だより』No. 25, 26
浜松市楽器博物館
- 『日本音楽学会関東支部通信』第57号
- 『音楽学』第47巻2号
- 『日本音楽学会会報』第54号 日本音楽学会
- 『CULTURES SONORES D'AFRIQUE II』広島市立大学
- 『1999年福岡アジア文化賞講演集』
福岡アジア文化賞委員会事務局
- 『研究紀要』第8号
北海道立アイヌ民族文化研究センター
- 『風流太鼓踊り(兵庫県)の総合研究
—ざんざか踊りのパースペクティブ—』(※CD-ROM)
馬淵卯三郎編
- 『民族音楽学の課題と方法—音楽研究の未来をさぐる—』
水野信男編 世界思想社
- 『チェコ音楽の歴史—民族の音の表徴—』
内藤久子著 音楽之友社
- 『演劇映像』第43号 早稲田大学演劇映像学会

『埼玉県民俗芸能調査報告書第15集 鷲宮催馬楽神楽』
埼玉県民俗文化センター
『能楽資料センター紀要』No.13
武蔵野女子大学能楽資料センター
『謡リズムの構造と実技—能・地拍子と技法—』
横道万里雄著 檜書店
『北海道犬クマ太のモノローグ』
中島靖子著 正派邦楽会
『ぎふ民俗音楽』第54号 岐阜県民俗音楽学会

新刊書籍

『アジア・太平洋地域民族誌選集 15 南洋風土記』山下晋司ほか編、クレス出版、¥13,500
『アジア・太平洋地域民族誌選集 16 ジャワ社会の研究』山下晋司ほか編、クレス出版、¥13,500
『アジア・太平洋地域民族誌選集 17』山下晋司ほか編、クレス出版、¥13,500
『アジア・太平洋地域民族誌選集 18 比律賓の宗教と文化』山下晋司ほか編、クレス出版、¥13,500
『アジア・太平洋地域民族誌選集 19』山下晋司ほか編、クレス出版、¥13,500
『アジア・太平洋地域民族誌選集 20 南方民族の婚姻』山下晋司ほか編、クレス出版、¥13,500
『アジア・太平洋地域民族誌選集 21 原始刑法の探求』山下晋司ほか編、クレス出版、¥13,500
『アジア・太平洋地域民族誌選集 22 東亜民族名彙』山下晋司ほか編、クレス出版、¥13,500
『アジア史論』宮崎市定著、中央公論新社、¥1,350
『アルザス文化史』市村卓彦著、人文書院、¥4,800
『アンデス奇祭紀行』鈴木智子著、青弓社、¥1,600
『石川県史資料 近世篇 芝居番付 3』(全4巻)石川県立図書館史料編さん室編、石川県、各巻¥3,000(石川県立図書館史料編さん室編、石川県立図書館史料編さん室内石川県史書刊行会)
『市川染五郎の歌舞伎』小野幸恵著、岩崎書店、¥2,800
『市川団十郎代々』服部幸雄著、講談社、¥4,200
『岩波講座近代日本の文化史 4』小森陽一ほか編集委員、岩波書店、¥3,200
『岩波講座近代日本の文化史 5』小森陽一ほか編集委員、岩波書店、¥3,200
『岩波講座東南アジア史 8』池端雪浦ほか編集委員、岩波書店、¥5,000
『謡リズムの構造と実技—能・地拍子と技法—』横道万里雄、

檜書店、¥2,500
『歌右衛門合せ鏡』関容子著、文芸春秋、¥1,619
『うたぼうたゆん 奄美 島唄への旅』浜田康作写真、毎日新聞社、¥2,500
『歌物語の淵源と享受』関丙勲著、おうふう、¥12,000
『海と島のくらし 沿海諸地域の文化変化』田中宣一・小島孝夫編、雄山閣、¥15,000
『梅若六郎能の新世纪 古典—新作まで』梅若六郎監修、小学館、¥1,500
『梅若実日記』(全七巻 2002年1月より3ヶ月毎配本)梅若六郎・鳥越文蔵監修・梅若実日記刊行会編、八木書店、¥84,000
『大江戸生活体験事情』石川英輔著、講談社、¥533
『沖縄文化の拓がりと変貌』渡辺欣雄著、榕樹書林、¥5,800
『鬼のいる光景『長谷雄草紙』にみる中世』楊曉捷著、角川書店、¥2,700
『おもしろ日本音楽史』釣谷真弓著、東京堂出版、¥2,000
『OMOTE 観世宗家能面』観世清和監修・林義勝写真・増田正造文、檜書店、¥38,000
『音楽でバリアを打ち壊せ』菊地昭典著、千坂コウイチロウ写真、岩波書店、¥780
『音声工房を用いた音声処理入門』CD-ROM付、石井直樹著、コロナ社、¥2,800
『雅楽縹渺』東儀俊美著、邑心文庫、¥4,800
『革命と音楽 ロシア・ソヴィエト音楽文化史』伊藤恵子著、音楽之友社、¥1,900
『風と尺八遍路旅』小野田隆著、MBC21東京経済、¥1,400
『語り物の比較研究 韓国のパンソリ・巫歌と日本の語り物』辺恩田著、翰林書房、¥9,000
『合唱指導の出発点 小・中学校におけるポリフォニー、ハーモニー、形式の指導』イルディコー・ヘルボイ・コチャール著、音楽之友社、¥2,500
『歌舞伎オン・ステージ 23 御浜御殿綱豊卿 巷談宵宮雨』真山美保・小池章太郎編著、白水社、¥3,600
『歌舞伎浄瑠璃稀本集成』演劇研究会編、八木書店、¥38,000
『歌舞伎・俄研究』佐藤恵里著、新典社、¥30,952
『歌舞伎文化の享受と展開—観客と劇場の内外—』神楽岡幼子著、八木書店、¥12,000
『歌謡曲おもしろこぼれ話』長田暁二著、社会思想社、¥840
『カリブ・ラテンアメリカ音の地図』東琢磨編、音楽之友社、¥1,800
『歓喜天とガネーシャ神』長谷川明著、青弓社、¥1,600
『危機に立つ音楽科教育 音楽する喜びをもとめて』大熊藤代子共著、遊タイム出版、¥1,000

- 『教室の和楽器 新学習指導要領スタートにあたって』(『教育音楽 小学版』4月号別冊) 音楽之友社、¥1,524
- 『教養のための音楽概論』新造文紀著、青山社、¥1,429
- 『近代の童謡作家研究』滝沢典子著、翰林書房、¥24,000
- 『現代の日本音楽 8』日本芸術文化振興会監修・編集、春秋社、¥6,000
- 『声の力—歌・語り・子ども—』河合隼雄・阪田寛夫・谷川俊太郎・池田直樹著、岩波書店、¥1,600
- 『心の迷妄を断つ智慧 チベット密教の真髓』チュギヤム・トゥルンパ著、春秋社、¥2,500
- 『子どもの文化を学ぶ人のために』川端有子・戸莉恭紀・難波博孝編、¥1,900
- 『コミックソングレコード大全 爆笑音盤蒐集天国』高田文夫監修、白夜書房、¥3,800
- 『これからの中学校音楽ここがポイント〈新学習指導要領〉対応完全マニュアル』山本文茂監修、音楽之友社、¥2,600
- 『祭祀と歴史と文化』真弓常忠著、臨川書店、¥3,800
- 『作者の家—黙阿弥以後の人びと—』全2巻、河竹登志夫著、井上ひさし解説、各巻¥1,000
- 『在日コリアンの宗教と祭り 民族と宗教の社会学』飯田剛史著、世界思想社、¥3,600
- 『ザ・ウチナーンチュ 沖縄人解体真書』仲村清司著、双葉社、¥1,300
- 『茂山彦彦・茂山逸平と狂言へ行こう』茂山彦彦・茂山逸平著、旬報社、¥1,600
- 『死の民俗学—日本人の死生観と葬送儀礼—』山折哲雄著、赤坂憲雄解説、岩波現代文庫、¥1,000
- 『ジャワの仮面舞踊』福岡まどか著、勁草書房、¥8,000
- 『ジャワの宗教と社会 スハルト体制下インドネシアの民族誌的メモワール』福島真人著、ひつじ書房、¥6,400
- 『小学校音楽科基礎・基本と学習指導の実際 計画・実践・評価のポイント』金本正武編著、東洋館出版社、¥1,500
- 『昭和激動の音楽物語』高橋巖夫著、葦書房、¥2,200
- 『新イスラム事典』日本イスラム協会ほか監修、平凡社、¥4,000
- 『新編 音楽中辞典』海老澤敏・上参郷祐康・西岡信雄・山口修監修、音楽之友社、¥5,500
- 『神霊の音ずれ 太鼓と鉦の祭祀儀礼音楽』朱家駿著、思文閣出版、¥3,500
- 『図説笑いの中世史』ジャン・ヴェルドン著、原書房、¥3,800
- 『大正・昭和初期の浅草芸能』伊藤経一著、文芸社、¥1,000
- 『旅の民俗誌』岩井宏實著、河出書房新社、¥1,800
- 『多文化教育事典』カール・A. グラント編著、明石書店、¥5,000
- 『多文化国家の先住民 オーストラリア・アボリジニの現在』小山修三編、世界思想社、¥2,200
- 『チェコ音楽の歴史 民族の音の表徴』内藤久子著、音楽之友社、¥4,600
- 『中央アジア少数民族社会の変貌 カザフスタンの朝鮮人を中心に』李愛俐娥著、昭和堂、¥6,000
- 『中国出版文化史 書物世界と知の風景』井上進著、名古屋大学出版会、¥4,800
- 『中国の神さま 神仙人気者列伝』二階堂善弘著、平凡社、¥740
- 『中世芸能を読む』松岡心平著、岩波書店、¥2,200
- 『定本 おもろさうし』外間守善・波照間永吉編、角川書店、¥42,000
- 『定本 高野辰之—その生涯と全業績』芳賀綏監修、郷土出版社、¥8,800
- 『天神祭—火と水の都市祭礼』大阪天満宮文化研究所編、思文閣出版、2,600
- 『東儀秀樹の雅楽』小野幸恵著、岩崎書店、¥2,800
- 『東北アジア諸民族の文化動態』煎本孝編著、北海道大学図書刊行会、¥9,500
- 『南豆神祇誌』足立鉄太郎著、羽衣出版、¥2,381
- 『南豆俚謡考』足立鉄太郎編著・高橋廣明校訂、羽衣出版、¥1,200
- 『南島の神話』後藤明著、中央公論新社、¥743
- 『21世紀アジア学』三浦信行編、成文堂、¥1,800
- 『21世紀のアジアと日本』西原春夫著、成文堂、¥1,800
- 『日本生活文化史 近現代の移り変り』小池三枝共著、光生館、¥1,800
- 『日本の神々と仏 信仰の起源と系譜をたどる宗教民俗学』岩井宏実監修、青春出版社、¥667
- 『日本の楽器 日本の音1』高橋秀雄総監修・著、小峰書店、¥4,500
- 『日本の楽器 日本の音2』高橋秀雄総監修・著、小峰書店、¥4,500
- 『日本の楽器 日本の音3』高橋秀雄総監修・著、小峰書店、¥4,500
- 『日本の楽器 日本の音4』高橋秀雄総監修・著、小峰書店、¥4,500
- 『日本の楽器 日本の音5』高橋秀雄総監修・著、小峰書店、¥4,500
- 『日本の楽器 日本の音6』高橋秀雄総監修・著、小峰書店、¥4,500
- 『日本寮歌祭四十年史』日本寮歌振興会編、国書刊行会、¥7,800

『女人禁制』鈴木正崇著、吉川弘文館、¥1,700
『根来寺の能面』田邊三郎助監修、淡交社、¥2,400
『能楽・文楽・歌舞伎—日本の伝統芸能への誘い』浦田健次郎監修・児玉竜一編、教育芸術社、¥2,200
『「能」と佐渡・越後』荻美津夫著、新潟日報事業社、¥1,000
『能の友シリーズ』(全101巻 第1期20巻)白龍社編、白龍社、各巻¥1,000
『能面打ち〈上〉堀安右衛門の作品と技』堀安右衛門著・神田佳明写真、淡交社、¥8,000
『野村万斎の狂言』小野幸恵著、岩崎書店、¥2,800
『東アジアの文化交流史』池田温著、吉川弘文館、¥10,000
『ヒマラヤ音巡礼 シタールに魅せられて』伊藤公朗・伊藤美郷著、¥1,500
『フィールドワークの技法 問いを育てる、仮説をきたえる』佐藤郁哉著、新曜社、¥2,900
『笛の楽園 僕のリコーダー人生』朝岡聡著、東京書籍、¥1,500
『舞踊と社会—アフリカの舞踊を事例として』遠藤保子著、文理閣、¥2,500
『フランス・ルネサンス舞踊紀行』原田宿命著、未来社、¥2,400
『ブルースに囚われて』飯野友幸編、信山社出版、¥2,400
『文楽の女たち』大谷晃一著、文芸春秋、¥700
『ペルシャの神話』ヴェスタ・サーコーシュ・カーティス著、丸善、¥2,000
『本の音』堀江敏幸著、晶文社、¥2,000
『マスクロード—幻の伎楽再現の旅』野村万之丞著、NHK出版、¥2,200
『街角の子ども文化』畑中圭一著、久山社、¥1,553
『密教 21世紀を生きる』松長有慶著、法蔵館、¥1,800
『宮古路筋の研究』根岸正海著、南窓社、¥23,000
『宮良長包「沖縄音楽」の先駆』三木健著、ニライ社 新日本教育図書(発売)、¥2,000
『民族音楽学の課題と方法 音楽研究の未来をさぐる』水野信男編、世界思想社、¥5,600
『民族世界地図』浅井信雄著、新潮社、¥1,200
『夢幻能の方法と系譜』飯塚恵理人著、雄山閣、¥16,800
『柳田民俗学のフィロソフィー』鳥越皓之著、東京大学出版会、¥2,800
『遊戯から芸道へ—日本中世における芸能の変容』村戸弥生著、玉川大学出版部、¥6,500
『よくわかる音楽著作権ビジネス 基礎編』安藤和宏著、リットーミュージック、¥2,900
『よくわかる音楽著作権ビジネス 実践編』安藤和宏著、リッ

トーミュージック、¥2,900
『吉田簑太郎の文楽』小野幸恵著、岩崎書店、¥2,800
『吉田玉男の世界 文楽の男』吉田玉男・山川静夫著、淡交社、¥2,800
『流行歌20世紀』長田暁二編著、全音楽譜出版社、¥3,800
『和楽器にチャレンジ! 1』坪能由紀子監修、汐文社、¥2,000
『和楽器にチャレンジ! 2』坪能由紀子監修、汐文社、¥2,000
『和楽器にチャレンジ! 3』坪能由紀子監修、汐文社、¥2,000
『和楽器にチャレンジ! 4』坪能由紀子監修、汐文社、¥2,000

新発売視聴覚資料

○コンパクト・ディスク

『アンデスの旅／ロス・ライカス』日本ビクター株式会社 VICP-61556、¥3,045
『伊良部トーガニー／国吉源次』日本ビクター株式会社 VICG-60510、¥2,940
『いらよい沖縄』キングレコード [KICH-175]、¥2,500
『えいさあ沖縄』キングレコード [KICH-171]、¥2,500
『かりゆし沖縄』キングレコード [KICH-174]、¥2,500
『ちゅら沖縄』キングレコード [KICH-172]、¥2,500
『なんくる沖縄』キングレコード [KICH-173]、¥2,500
『ついでなら沖縄』キングレコード [KICH-176]、¥2,500
『俺のサンバ史／モナルコ』日本ビクター株式会社 VICG-60458、¥2,600
『三代目 三遊亭金馬 落語全集 ーできますものは、へえーいー』日本コロムビア COCJ-31731-6、¥12,600
『祝賀の雅楽—萬歳楽・越天楽 伶楽舎』日本コロムビア COCJ-31691、¥3,150
『ジブシーのうたを求めて—沙漠に生きる漂白の芸人たち』日本ビクター株式会社 VICG-60494、¥2,730
『香春岳から見下ろせば—炭坑節の源流—(福岡県田川市)』日本コロムビア COCJ-31786、¥2,205
『東京楽所 雅楽「御遊(ぎょゆう)」』キングレコード [KICH-169]、¥2,667
『東京楽所 雅楽「御慶(ぎょけい)」』キングレコード [KICH-170]、¥2,667
『二胡—汪承躍の世界—／汪承躍 Wang Chengyue』日本コロムビア COCJ-31738、¥2,415
『日本の楽器—箏—1』日本コロムビア COCJ-31721、¥2,100
『日本の楽器—三味線—2』日本コロムビア COCJ-31722、¥2,100
『日本の楽器—太鼓—3』日本コロムビア COCJ-31723、¥2,100
『日本の楽器—尺八—4』日本コロムビア COCJ-31724、¥2,100

- 『日本の楽器—津軽三味線—5』日本コロムビア COCJ-31725、
¥2,100
『日本の楽器—笛—6』日本コロムビア COCJ-31726、¥2,100
『日本の楽器—祭囃子—7』日本コロムビア COCJ-31727、
¥2,100
『日本の楽器—囃子—8』日本コロムビア COCJ-31729、¥2,100
『日本の楽器—能楽囃子—9』日本コロムビア COCJ-31729、
¥2,100
『日本の楽器—雅楽—10』日本コロムビア COCJ-31730、
¥2,100
『邦楽「祝賀」』日本コロムビア COCJ-31737、¥2,625

○ビデオテープ

- 『舞楽 宮内庁式部職楽部』日本コロムビア COVF-6628、
¥3,570
『ふるさとの民謡 第2集』日本コロムビア COVF-6589、
¥7,000

○DVD

- 『小沢昭一の「新日本の放浪芸」—訪ねて韓国・インドまで—』日本ビクター株式会社 VIBG-2~3¥8,000 (2枚組)
『桂枝雀落語大全 第一集~第十集』東芝 EMI、TOBS-1011—
1020/各¥3,800

○DVDオーディオ

- 『Symphonic Suite AKIRA 2002』芸能山城組日本ビクター株式会社 VIAL-60001、¥4,500
『怒涛万里／鬼太鼓座』日本ビクター株式会社 VIAG-60001、
¥4,700

編集後記

◇数年にわたり検討を重ねてきた学会の制度改革ですが、いよいよ次年度より、新制度のもとでの学会活動に移行いたします。関連記事、号末の添付資料など、よくお読みいただき、ご理解いただきたいと思います。

◇本号より、学会事務所の連絡先に加えて、ホームページのアドレスを冒頭ページの上部に掲載しています。ホームページには、定例研究会、大会、会報・関西支部だよりのバックナンバーなど、学会に関する様々な情報が紹介されています。会報とあわせて、ホームページも、どうぞ、ご活用ください。
◇新しい会報編集委員として、参事の斎藤完さんと丹羽幸江さんが加わりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

◇次号は、9月10日頃の発行予定です。

会報編集委員会

理事：加藤富美子、野川美穂子

参事：太田暁子、小塩さとみ、小野美紀子、北岡朱実、
斎藤完、高瀬澄子、竹内有一、鳥谷部輝彦、丹羽幸江、
福田千絵、前島美保、前原恵美、増野亜子、
松村智郁子、三上康子

[添付資料1] 貼り付け

[添付資料1] 貼り付け

[添付資料1] 貼り付け

[添付書類 2]

【社団法人東洋音楽学会支部規程】

(趣旨)

第 1 条 この規程は、東洋音楽学会定款施行細則第 2 条第 1 項に基づき、支部の運営について必要な事項を定めるものとする。

(運営)

第 2 条 支部は支部委員によって運営される。

(支部委員)

第 3 条 支部委員は、支部ごとに支部委員会を組織して、支部の事業を執行する。

第 4 条 支部委員の定数は、支部ごとに前期理事会が定める。

第 5 条 支部委員は、支部ごとに行われる会員の直接選挙に基づいて、理事会でこれを選任する。

- 2 支部委員は、支部ごとに互選で支部長 1 名を選任する。
- 3 支部長は、当該支部の事業と経理について総理するとともに、これらについて理事会に報告するものとする。
- 4 支部委員が定数に満たないときおよび欠員が生じたときは、理事会が選任する。
- 5 補欠により選任された支部委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(選挙)

第 6 条 支部委員の選挙は、理事の選挙と同時に実施する。

- 2 支部委員選挙の事務は、理事選挙の選挙管理委員が兼ねて行う。
- 3 選挙に際しては、理事選挙に準じた選挙用会員名簿を配布する。
- 4 支部委員は、理事会の定めた数の 3 分の 2（端数は切り上げ）を正会員の郵送による投票によって正会員中より得票順に選び、残りの数を上記の投票によって選ばれた者が合議して他の正会員中から選んだ上、理事会の信任を受けて決定する。
- 5 支部委員選出の投票は、無署名、連記とし、連記すべき人数は選ぶべき数の 4 分の 3（端数は切り上げ）とする。
- 6 支部委員は、理事を兼任することができる。
- 7 支部委員および監事として重複して選ばれた者については、原則として、監事として選ばれた者と認める。
- 8 支部委員を連続して 2 期務めた正会員については、次の 1 期に限ってその被選挙権を停止する。

9 定款施行細則第 13 条第 3 項に基づき、役員の被選挙権を停止する者については、支部委員の被選挙権も同時に停止する。

10 理事、監事および支部委員を通算して 10 期以上務めた正会員については、選挙の度ごとに、本人の書面による申し出によって被選挙権を休止することができる。

(会議)

第 7 条 支部委員会は支部長が招集する。

2 支部委員会には、参事を出席させることができる。

(会計)

第 8 条 支部会計については、定款施行細則第 7 章に基づいて運営される。

(事務局)

第 9 条 支部の事務局は、支部長の指定する場所に置く。

附則

- 1 この規程は平成 14 年 10 月 13 日より施行する。

[添付書類3]

【社団法人東洋音楽学会常任委員会規程】

(趣旨)

第1条 この規程は、東洋音楽学会定款施行細則第19条に基づき、常任委員会(以下「委員会」という。)の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 総務担当理事
- (4) 経理担当理事

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、会長をもってこれに充てる。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員長および委員の任期は2年とする。

(会議)

第5条 会議は、委員長が召集する。

- 2 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議には学会事務局職員の出席を要する。
- 5 委員長が必要と認めるときは、各種委員会委員長および参事等に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、学会事務局において処理する。

附則

- 1 この規程は平成14年10月13日より施行する。

[添付書類4]

【平成14(2002)年度理事・監事・支部委員選出要項】

1. 選出役員数：理事15名。監事2名。支部委員(東日本支部15名、西日本支部10名、沖縄支部5名)(準拠)定款第13条。細則第7条。支部規程第4条。
2. 理事選挙：理事定数15名中の10名を、正会員の郵送投票によって、正会員の中より得票順に選ぶ。(準拠)細則第8条。
3. 監事選挙：監事定数2名を、理事選挙に準じた方法で選ぶ。(準拠)細則第8条。
4. 支部委員選挙：支部委員定数(東日本支部15名、西日本支部10名、沖縄支部5名)を、理事選挙に準じた方法で選ぶ。(準拠)支部規程第6条。
5. 選挙用会員名簿：選挙の資料として「選挙用会員名簿」を作成配布する。(準拠)細則第13条第2項。支部規程第6条第3項。
6. 理事・監事の投票方法：無署名、理事8名連記、監事2名連記。所定の投票用紙、封筒を用い、郵送によるものとする。(準拠)細則第8条。第10条。
7. 支部委員の投票方法：無署名、連記(東日本支部8名、西日本支部6名、沖縄支部3名)。所定の投票用紙、封筒を用い、郵送によるものとする。(準拠)細則第8条。第10条。支部規程第6条第4項、第5項。
8. 投票締切：選挙管理委員会(京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター気付)に平成14年9月7日(土曜日)必着とし、それ以降到着分は無効とする。
9. 開票：平成14年9月9日(月曜日)午後2時より、京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター合同研究室1にて行なう。会員は立ち会うことができる。
10. 無効：下記の投票もしくは記入は無効とする。
 - (1) 所定の投票用封筒および投票用紙によらない投票。
 - (2) 差出人の記載のない封筒もしくは選挙権者以外の者を差出人とする封筒による投票。
 - (3) 同一封筒に同種の投票用紙を2枚以上封入した投票。
 - (4) 被選挙権者の姓名以外の文字・記号等を記入した投票。ただし、明らかに書き損じを訂正したものと認められる場合は有効とする。
 - (5) 理事、監事、支部委員の記入において、所定の連記数をこえる連記を行なった場合の投票。〔備考〕所定の連記数に満たない連記は有効。
 - (6) 理事、監事、支部委員の記入区分のうち、同一記入区

- 分において同一人の名を重複して記入した場合の、2 回目以降の記入。〔備考〕異なる記入区分に同一人を記入したものは双方とも有効。
- (7)被選挙権者の姓または名のいずれか一方を記すなど、2 人以上の被選挙権者のいずれに投じたか判定できない投票。
- (8)その他、疑義があり、選挙管理委員長が、立ち会った正会員の過半数の同意を得て無効と判定した投票または記入。
11. 同点の順位：2 人以上の得票数が同じで、その間に順位を決定する必要が生じた時は、選挙管理委員によって開票後直ちに抽選を行ない、それによって決定する。
12. 開票結果の報告：選挙管理委員長は、理事・監事選挙の当選者にかんしては会長に、支部委員選挙の当選者にかんしては支部長に、開票結果を報告する。
13. 理事の合議推薦：会長は、理事選挙により選ばれた 10 名にたいして、理事定数の残りの 5 名を他の正会員の中より選ぶための会議を招集する。この会議は開票後 2 週間以内に完了するものとし、会議の結果は、最高得票者が 10 名を代表して書面で会長に報告するものとする。
〔準拠〕細則第 8 条。
14. 支部委員の合議推薦：支部長は、支部委員選挙により選ばれた者にたいして、支部委員定数の残りの人数を、当該支部の他の正会員の中より選ぶ会議を招集する。この会議は開票後 2 週間以内に完了するものとし、会議の結果は、最高得票者が代表して書面で支部長に報告するものとする。〔準拠〕支部規程第 6 条第 4 項。
15. 繰上げ当選：開票後 2 週間以内に、投票によって選ばれた者に欠員を生じた場合（事故、重複当選等）は、次点者を繰り上げて、選ばれた者とする。それ以後に生じた欠員は、細則第 9 条によって補充する。
16. 理事・監事の信任：以上の手続を経て選ばれた者は、第 66 回通常総会において信任を受けて、それぞれ理事あるいは監事として選任される。〔準拠〕定款第 14 条。細則第 8 条。
17. 支部委員の信任：以上の手続を経て選ばれた者は、第 33 回通常理事会において信任を受けて、支部委員として選任される。〔準拠〕定款第 14 条。細則第 8 条。
〔備考〕会長・副会長の選出、支部長の選出、参事の委嘱は、別途に定款・細則・支部規程の定めるところによる。

〔事項の準拠〕

○定 款

第 13 条 この法人に次の役員をおく。

理事 10 名以上 15 名以内（うち会長 1 名、副会長 1 名）
監事 2 名

第 14 条 理事および監事は、総会でこれを選任し、理事は互選で会長 1 名、副会長 1 名を定める。

○細 則（第 32 回通常総会承認）

第 6 条 理事および監事の改選は会計年度の始めに行なう。

第 7 条 理事の数は、定款第 13 条に定める範囲内で、改選ごとに前期理事会が定める。

第 8 条 理事は、前条により定められた数の 3 分の 2（端数は切り上げ）を正会員の郵送による投票によって正会員中より得票順に選び、残りの数を上記の投票によって選ばれた者が合議して他の正会員中から選んだ上、総会の信任を受けて決定する。

2. 監事は正会員の郵送による投票によって正会員中より得票順に選ぶ。

第 9 条 前条によって決定した理事の数が定款第 13 条に定めた数に満たないときは、不足数だけを総会出席者の投票により得票順に補充して選任する。

第 10 条 理事選出の投票は、無署名、連記とし、連記すべき人数は選ぶべき数の 4 分の 3（端数切り上げ）とする。

第 11 条 理事および監事として重複して選ばれた者については、原則として、監事として選ばれた者と認める。

第 12 条 理事および監事の選出事務は、選挙管理委員が行ない、選挙管理委員長が統括する。

2. 選挙管理委員は 7 名とし、正会員（理事および監事を除く）の中から会長が委嘱する。

3. 選挙管理委員のうち少なくとも 2 名は、参事または職員でない者より選び、そのうち 1 名を委員長、1 名を副委員長とする。

第 13 条 理事および監事の選出に際しては、選挙管理委員会は選挙用会員名簿を配布する。

2. 選挙用会員名簿には、正会員の姓名を記載し、支部ごとに 50 音順に配列する。

3. 定款に定めるところの役員を連続して 2 期務めた正会員については、次の 1 期に限ってその被選挙権を停止する。選挙管理委員会は、前項の規定にもかかわらず、本項の規定に基づいて選挙用会員名簿に当該者の被選挙権の停止を明示する。

4. 定款に定めるところの役員を通算して8期以上務めた正会員は、選挙の度ごとに本人の希望によりその1期に限ってその被選挙権を休止することができる。この希望は書面で選挙管理委員会に申し出ることとし、選挙管理委員会は、前々項の規定にもかかわらず、この申し出に基づいて選挙用会員名簿に当該者の被選挙権の休止を明示する。
5. 選挙実施年の9月1日において、満70歳以上の者は、選挙の度ごとに本人の希望によりその1期に限ってその被選挙権を休止することができる。その手続きは前項に準ずるものとする。

休止する。

10. 理事、監事および支部委員を通算して10期以上務めた正会員については、選挙の度ごとに、本人の書面による申し出によって被選挙権を休止することができる。

○支部規程(第32回通常総会承認)

第4条 支部委員の定数は、支部ごとに前期理事会が定める。

第5条 支部委員は、支部ごとに行われる会員の直接選挙に基づいて、理事会でこれを選任する。

2. 支部委員は、支部ごとに互選で支部長1名を選任する。
3. 支部長は、当該支部の事業と経理について総理するとともに、これらについて理事会に報告するものとする。
4. 支部委員が定数に満たないときおよび欠員が生じたときは、理事会を選任する。
5. 補欠により選任された支部委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 支部委員の選挙は、理事の選挙と同時に実施する。

2. 支部委員選挙の事務は、理事選挙の選挙管理委員が兼ねて行う。
3. 選挙に際しては、理事選挙に準じた選挙用会員名簿を配布する。
4. 支部委員は、理事会の定めた数の3分の2(端数は切り上げ)を正会員の郵送による投票によって正会員中より得票順に選び、残りの数を上記の投票によって選ばれた者が合議して他の正会員中から選んだ上、理事会の信任を受けて決定する。
5. 支部委員選出の投票は、無署名、連記とし、連記すべき人数は選ぶべき数の4分の3(端数は切り上げ)とする。
6. 支部委員は、理事を兼任することができる。
7. 支部委員および監事として重複して選ばれた者については、原則として、監事として選ばれた者と認める。
8. 支部委員を連続して2期務めた正会員については、次の1期に限ってその被選挙権を休止する。
9. 定款施行細則第13条第3項に基づき、役員の被選挙権を休止する者については、支部委員の被選挙権も同時に